

札幌圏都市計画用途地域の変更（石狩市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 ぺ い 率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	その他 及び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 198ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	7.1%
	約 431ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	15.4%
(小 計)	約 629ha						22.5%
第二種低層 住居専用地域	約 73ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	2.6%
第一種中高層 住居専用地域	約 152ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.5%
第二種中高層 住居専用地域	約 107ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.8%
第 一 種 住 居 地 域	約 73ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.6%
第 二 種 住 居 地 域	約 32ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.2%
準住居地域	約 26ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.9%
近隣商業地域	約 61ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.2%
商 業 地 域	約 19ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.7%
準工業地域	約 578ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	20.7%
工 業 地 域	約 305ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	10.9%
工業専用地域	約 739ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	26.4%
合 計	約 2,794ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

花川北地区では、平屋住宅や兼用住宅への建替え等、共同住宅、地域利便施設や大規模な立地を、石狩都心地区では、食育機能や災害時の拠点となる学校給食センターをはじめとする教育施設の集積を図るため、用途地域を変更する。